

奈良県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第九号

奈良県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会行政文書管理規則（平成十三年三月奈良県教育委員会規則第十二号）の一部を次のとおり改正する。

第九条第一項第五号中「奈良県個人情報保護条例（平成十二年三月奈良県条例第三十二号）第十二条」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十六條」に、「同条例第十八条第一項又は第二項」を「同法第八十二条」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。